

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」の概要

平成27年 月 日
特定個人情報保護委員会事務局

1. 委員会規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第52条第1項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則を定めるもの。

2. 委員会規則の内容

番号法第52条第1項により、委員会は、番号法の施行に必要な限度において、その職員に、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるが、同条第2項により、同条第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示する必要があることから、その様式を定める。

3. 施行期日

番号法の施行の日（平成27年10月5日）

○特定個人情報保護委員会規則第 号（案）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第二項の証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

別記様式

第 号	身	分	証	明	書
		職名			
写 真		氏名			
			年 月 日生		
			年 月 日交付		
			上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
			特定個人情報保護委員会		印

(備考) この用紙の大きさは、縦 54 mm、横 85 mmとする。